

群馬県適正化通信 NO. 60

新たに運行管理者に選任された者に対する講習の受講について

運行管理者の講習の受講については、適正化通信No.26、No.31でお知らせをしたところですが、一部法改正（平成24年4月13日告示、平成24年4月16日施行）があり、最近、巡回指導の際や、電話での問い合わせが多くあることから、講習の受講の法改正について掲載しますので、該当する選任運行管理者の方は良く確認をしていただき、該当する講習の受講をお願いします。

1. 告示

- (1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
(平成24年4月16日施行)

○国土交通省告示第455号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第24号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成元年運輸省令第22号）第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示を次のように定める。

平成24年4月13日

国土交通大臣 前田 武志

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）において使用する用語の例による。

(講習の種類)

第2条 安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基礎講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする講習をいう。以下同じ。）
- (2) 一般講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習をいい、同令第23条第1項又は第24条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）
- (3) 特別講習（自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習をいい、同令第23条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）

(運行管理者に受けさせなければならない運行の管理に関する講習)

第3条 安全規則第23条第1項の規定により受けさせなければならない運行の管理に関する講習については、次条及び第5条に定めるところによる。

(基礎講習及び一般講習)

第4条 一般貨物自動車運送事業者等は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させなければならない。

～以下省略～

※ 第4条により、平成24年4月16日以降、3日間の基礎講習を受講しないで、実務経験等で運行管理者試験を受けて合格した者を、新たに運行管理者に選任届出をした場合には、選任された年度に3日間の基礎講習を受講しなければならない。

追伸、法改正があり、次年度から自動車事故対策機構から運行管理者の講習のご案内は致しません。会員事業者の方には、県ト協から講習のご案内を差し上げますので、対応をよろしくをお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821